

ドイツ駐留NATO軍地位補足協定と刑事裁判権

信 夫 隆 司

一・ 刑事裁判権問題の本質

ドイツと刑事裁判権

日本に駐留する米軍兵士等が日本で罪をおかした場合、その裁判権は日米どちらにあるのか。この問題は、刑事裁判権を定めた日米行政協定第一七条が一九五三年に改正され、NATO軍地位協定（北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定）並みとなったことによつて一応の解決をみた。NATO軍地位協定（改正行政協定第一七条）によれば、被害が派遣国（アメリカ）のみに及

ぶ犯罪、および、公務執行による犯罪を除き、その他の犯罪については、受入国（日本）が刑事裁判権を有すると規定されている。その後、一九六〇年に日米安保条約が改正され、行政協定は日米地位協定と改称される。同第一七条はそのまま地位協定に引き継がれた。

一九五五年にNATOに加盟したドイツ連邦共和国（以下、ドイツと称す）の場合、ドイツ駐留NATO軍地位補足協定（ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関する北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定）を一九五九年に締結した。^①ドイツ駐留

NATO軍地位補足協定（以下、ドイツ補足協定と称す）と改正された行政協定第一七条を比較すると、ドイツ補足協定の場合、ドイツにとって不利と思われる条項が含まれている。

ドイツは全面的な刑事裁判権放棄を受け入れているからだ。これだけを見ると、ドイツは、同協定の交渉で、派遣国側の要求に屈したとも受け取れる。さらに、同協定が成立しなければ、派遣国側は引き続き専属的裁判権を行使できた。このことを考え合わせると、こうした見方にはいつそう説得力がある。

しかしながら、ドイツ補足協定の交渉過程を分析すると、こうした見方を覆す事実が浮かび上がってくる。ドイツは、派遣国側、とりわけアメリカと対等に渡り合った結果、ドイツ補足協定では刑事裁判権をある程度確保できたのではないかというものである。ある程度とは、刑事裁判権の最終的な決定権をドイツ側は確保したとの意味である。もちろん、同協定にドイツが一〇〇%満足しているわけではない。それでも、ドイツ議会および国民を納得させるだけの成果を挙げたと言えるかもしれない。ドイツの交渉戦略ならびにその結果は、同じ敗戦国

である日本にとって、刑事裁判権とはいかなるものか、その改定をいかにすべきかを考えるうえで、重要な示唆を与えてくれるように思われる。

本稿は、これまでほとんど研究されることのなかったドイツ補足協定の交渉過程に焦点を絞る。これにより、当事国間、とりわけ、ドイツとアメリカの主権をめぐる相克を描き出すことを目的とする。分析の対象はふたつある。ひとつは、刑事裁判権は派遣国あるいは受入国のいずれにあるのかである。具体的には、ドイツが、どの程度裁判権を放棄するのが問題となる。もうひとつは、派遣国が公務執行による犯罪であることを証明する公務証明書が発給した場合、その証明書の効力如何である。最終的な決定権が派遣国あるいは受入国のいずれにあるのが問題となる。これらは、刑事裁判権問題の本質にかかわる。

NATO軍地位協定

NATO軍地位協定は、一九五一年六月、ロンドンで署名され、一九五三年八月に発効した。同協定は、NATO諸国に駐留するNATO軍の地位を定めた基本

条約である。同協定では、加盟国は派遣国にも受入国にもなりうる。まず、この協定が刑事裁判権をどのように規定しているのかを確認しておきたい。

同協定第七条第一項(a)によると、派遣国軍隊の構成員、軍属、および、それらの家族が受入国で罪をおかした場合、軍隊派遣国に刑事裁判権を行使する権利が与えられている。同時に、同項(b)によつて、受入国も裁判権を有する。したがつて、ほとんどの犯罪では、派遣国および受入国の双方に、裁判権が与えられる。

第七条第二項(a)は、派遣国の法律によつて罰せられるものの、受入国の法律によつては罰せられない犯罪の場合、派遣国が専属的裁判権を有すると規定している。逆に、同項(b)は、派遣国の法律によつては罰せられないものの、受入国の法律によつて罰せられる場合には、受入国が専属的裁判権を有する。その典型的な例に、派遣国あるいは受入国に対する反逆の罪がある。派遣国への反逆の罪は、受入国の法律では罰せられない。逆もまた同様である。

第七条第三項は、第一項の裁判権が競合する場合、派遣国あるいは受入国のいずれに裁判権があるのか、その

解決法を規定している。

第三項(a)は、派遣国の軍当局が、受入国に優先して裁判権を行使できる（これを第一次裁判権という）場合を規定している。以下の(i)(ii)のふたつである。

(i) 派遣国の財産もしくは安全のみに対する犯罪、それに、派遣国の構成員等間の身体または財産のみに対する犯罪。

前者は、派遣国の兵士が派遣国の管理下にある物品を窃取した場合、後者は、兵士同士の喧嘩で、相手にケガを負わせたような場合が典型的な例となる。

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる犯罪。

第三項(b)には、以上を除き、その他すべての犯罪で、受入国側が第一次裁判権を有するとある。このように、受入国側に広範な裁判権を認めるのが、NATO軍地位協定の原則なのである。

第三項(c)には、裁判権放棄に関する規定が置かれている。第二次裁判権を有する国が、第一次裁判権を有する国に裁判権の放棄を要請する場合である。この放棄の要請は、第一次裁判権の放棄が特に重要であると第二次裁判権を有する国が判断する場合におこなわれる。この要

請に対し、第一次裁判権を有する国は、好意的考慮を払わなければならない。事件ごとに個別に要請する場合は想定されている。

ボン会議

ドイツ補足協定を交渉するためのドイツ駐留軍地位会議は、一九五五年一〇月、ドイツのボンで始まった。^③このボン会議は、一九五七年四月までおこなわれ、中止にいたる。その後は、ドイツ側の要請により、大使級会議がおこなわれた。ボン会議が中止にいたった理由は、この会議体では、各国の代表は本国からの訓令に縛られ、自由な議論がおこなえず、ドイツの状況を理解してもらえない、とドイツ側が同会議に不満をいだいたためである。こうした経緯を踏まえ、一九五九年八月、ドイツ補足協定が締結された。この協定が発効するのは、一九六三年七月である。同協定は、交渉開始から四年を経て交渉がまとまるものの、発効までにさらに四年を要した。ただし、刑事裁判権に関しては、一九五七年四月までのボン会議でほぼその内容が固まったといつてよい。本稿では、ボン会議における交渉過程を分析の対象とす

る。

ボン会議に参加したのは、受入国としてドイツ、派遣国としては、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、ベルギー、デンマーク、オランダである。受入国・派遣国合わせて八ヶ国となる。そのうち、デンマークは、ドイツ国内からデンマーク軍が撤退した後の一九五八年四月に交渉から手を引いている。^④ボン会議が開催された当時、ドイツに駐留するNATO軍の内訳は、アメリカ三〇万人、イギリス一〇万四〇〇〇人、フランス六万六〇〇〇人、ベルギー四万七〇〇〇人、オランダ一万人、カナダ九八〇〇人、それに、デンマーク若干名であった。^⑤

ボン会議の議長を務めたのは、M・ケッケンベーク(M. Kaackenbeck)博士である。同氏は、ベルギー国籍で、著名な国際法学者として、参加国の全会一致で議長に選出された。^⑥ボン会議における主要な意思決定機関は、運営委員会(Steering Committee)であった。本稿でも、この運営委員会における議論を中心に、その下部組織である法律委員会および作業班を含め、刑事裁判権をめぐる協議の様子を跡付けたい。

まず、ボン会議はなぜ開かれるようになったのか、その理由を明らかにしておこう。ドイツが主権を回復するのは、一九五五年五月五日である。その前年の一九五四年一〇月、ドイツを占領していたアメリカ・イギリス・フランスとドイツの四ヶ国がパリで会議を開き、占領終了にともなうドイツの主権回復、再軍備、それに、NATOへの加盟を承認するパリ諸条約を締結した。このなかに、「ドイツ連邦共和国における占領制度の終了に関する議定書」がある。同議定書により、一九五二年五月に署名された「三国とドイツ連邦共和国との関係に関する条約」(以下、ドイツ条約と称す)、「ドイツ連邦共和国にある外国軍隊及びその構成員の権利及び義務に関する条約」(以下、軍隊条約と称す)、「財政条約」、「戦争及び占領から生ずる問題の解決に関する条約」が修正され、同議定書と同時に発効する旨が規定された。⁷⁾

ドイツ条約修正第八条で、軍隊条約は、「三国の軍隊及び連邦共和国の領域内に軍隊を有する他の国の権利及び義務を掲げる新取極の効力発生の時まで引き続き効力を有する。」とされた。また、「新取極は、連邦共和国に駐留する軍隊に関して存在する特別の状況にかんがみ必

要な規定によって補足した一九五一年六月一九日にロンドンで署名された北大西洋条約の当事国の軍隊の地位に関するこれらの国の間の協定を基礎とする。」とある。⁸⁾

このように、軍隊条約は、新取極の効力発生まで、引き続き効力を有するとされたのである。それでは、軍隊条約における刑事裁判権の規定はどうなっていたのであろうか。同条約第六条第一項に、「軍隊当局が軍隊構成員に対する専属的刑事裁判権を行使する。」とある。⁹⁾

この派遣国の専属的裁判権、「連邦共和国に駐留する軍隊に関して存在する特別の状況」、さらには、ドイツ補足協定はNATO軍地位協定を基礎とするという三つの要件をいかに調整するかが、ドイツに駐留する軍隊の刑事裁判権問題を解決する核心をなすこととなった。

ドイツ補足協定

NATO軍地位協定とドイツ補足協定とはどのような違いがあるのかを中心に、ドイツ補足協定第一八条および第一九条の問題点を把握しておきたい。¹⁰⁾

まず、ドイツ補足協定第一九条の刑事裁判権条項である。第一項は、派遣国の要請に基づき、ドイツは

NATO軍地位協定で認められた第一次裁判権を放棄するとある。ドイツ側がからみると、NATO軍地位協定の原則から大幅な後退を意味する。いわゆる「全面的な刑事裁判権放棄」が規定されているからだ。「全面的」とは、前述のNATO軍地位協定第七条第三項(c)が規定する個別の裁判権放棄の要請とは異なるもので、裁判権をすべて放棄するとの意味である。つまり、ドイツは、NATO軍地位協定第七条第三項(b)が規定する第一次裁判権をすべて放棄した。ドイツはなぜこのような案をのんだのかとの疑問が生ずる。また、「派遣国の要請」とあるのは、ドイツ側による第一次裁判権の放棄が必要であると、派遣国すべてがとらえていたわけではなかったからだ。NATO軍地位協定第七条と同じ内容でもよいとする派遣国もあった。

第二項は、裁判権放棄に該当する個別の事件を、派遣国の軍当局がドイツ当局に通告するとの規定である。本項は、ドイツ側の要請で挿入された。その意味はふたつある。ひとつは、通告がないと、裁判権放棄が適用される犯罪の情報ドイツ側に提供されないとの問題があったからだ。これでは、ドイツ議会で刑事裁判権の放棄を

正当化できないというのがドイツ側の主張であった。もうひとつは、つぎの第三項の裁判権放棄の撤回と密接に関連する。つまり、ドイツ側が裁判権放棄を撤回しようとする場合、派遣国側から犯罪に関する通告があつてはじめて、裁判権放棄の撤回権を行使できる。

第三項は、ドイツ側が裁判権放棄を撤回できる旨を規定している。第一項でドイツ側が全面的な裁判権の放棄を受け入れた。第三項では、一定の場合、ドイツ側は裁判権の放棄の撤回、つまり、裁判権を取り戻せると記されている。第一項と第三項は、表裏一体の関係にある。ドイツ側にとって、全面的な裁判権放棄の見返りに、裁判権を取り戻せる規定を置くことが必要だったのである。第三項の要点はふたつある。ひとつは、いかなる場合に、ドイツ側が裁判権放棄の撤回を要請できるのかである。同項によれば、「ドイツ司法の重大な利益にとつて不可欠」な場合とされている。具体的にどのような場合なのかの問題となる。もうひとつは、撤回の要請はいつまでできるのかである。同項では、基本的に、「第二項に定める通告の受理後二日以内」とされている。したがって、ドイツ側は、裁判権放棄をいつまでも撤回でき

るわけではない。二一日という時間的制約がある。

ドイツ側が裁判権放棄を撤回した場合、すべてそのとおりに撤回されるわけではない。その後、ドイツと派遣国の当局との間で、撤回について協議される。協議が整い、いずれに裁判権があるかが決まれば、裁判権の問題は解決する。問題は協議が整わない場合である。このことが第四項に規定されている。当該派遣国の外交使節はドイツ政府に対し異議の申し立てができる。その結果、「連邦政府は、ドイツの司法上の利益及び派遣国の利益の双方に相当なる考慮を払った上で、外交問題の分野における権限を行使して不一致を解決するものとする。」とされている。

以上、第一項から第四項までを概観した。かなり複雑な手続を経ることになっている。問題の核心は、刑事裁判権を行使する最終的な決定権が、ドイツあるいは派遣国のいずれにあるかである。この問題は、交渉過程の分析をとおして明らかにする必要がある。

つぎに、ドイツ補足協定第一八条は公務執行中の犯罪について規定している。この場合、NATO軍地位協定第七条第三項(a)(ii)によれば、派遣国側が第一次裁判権を

有する。同協定には、それ以上詳しい規定は置かれていない。第一八条も第一九条同様、最終的な決定権がドイツ側にあるのか、それとも派遣国側にあるのかの問題である。ただ、第一八条の場合、問題点はよりわかりやすい。要は、公務の執行による作為あるいは不作為によって犯罪が生じたとき、軍が公務証明書を発給した場合、その証明書は最終的なもので、ドイツの裁判所を拘束するのだからである。

第一八条第一項によれば、派遣国軍兵士等の犯行が、公務執行中の作為又は不作為によって生じたのかを決定する必要がある場合、その決定は、当該派遣国の法律に従っておこなわれるとある。原則として、公務執行中であるか否かの決定権は派遣国側にある。その場合、派遣国の最高当局は、ドイツの裁判所に、この件についての証明書を提出できるとなっている。

第一八条第二項では、公務証明書が発給された場合、ドイツの裁判所は、その証明書に基づいて決定するとある。しかし、ドイツの裁判所が、公務証明書に納得がいかない場合、どうなるのであろうか。同項に、「同証明書は、例外的な場合には、ドイツの裁判所又は当局の要

請により、連邦政府と連邦共和国に駐在する派遣国の外交使節の間での討議を通して再審査の対象にできる。」とある。こうなると、一見、シンプルなようでも、最終的にどのような決着がはかられるのか、という問題が生じる。

なお、冷戦終焉後の一九九三年、ドイツ補足協定は大幅に改正されている。しかしながら、同協定第一八条および第一九条は、基本的にそのままであった。そのため、ドイツ補足協定の交渉時の議論は、今日においても意味がある。⁽¹¹⁾

ドイツ補足協定の先例

第一節を締めくくりにあたり、オランダ、それに、日本の刑事裁判権について触れておきたい。というのも、NATO軍地位協定とは別に、アメリカとオランダが締結した刑事裁判権取極（オランダ方式）は、派遣国の代表といえるアメリカ、および、受入国であるドイツにとっても、受け入れ可能な最低線と考えられていたからだ。つまり、両国にとって、オランダ方式が交渉の落としどころだったのである。

オランダ方式では、米軍の受入国であるオランダは、刑事裁判権を行使する権限を放棄することに同意している。ただし、オランダが、裁判権の行使を特に重要と決定する場合はそのかぎりではない。⁽¹²⁾ この方式の特徴は、裁判権を放棄する場合と、放棄しない場合に二分しているところにある。受入国はまず広く裁判権を放棄するもの、受入国が特に重要と決定する場合、裁判権を行使できる。この決定は、受入国の専権事項とされている。派遣国としては、受入国になるべく広く裁判権を放棄してもらいたい。受入国は、特に重要な事件では裁判権を譲れない。オランダ方式とは、この両者の要望を折衷させたものといえる。

アメリカとオランダがオランダ方式で取極を結んだのは、一九五四年八月である。これに先立つ約一年前、日米行政協定第一七条が改正された。改正以前は、アメリカによる専属的裁判権が認められていた。ただし、同条では、NATO軍地位協定の発効を見越して、発効の暁には、同条がNATO軍地位協定の刑事裁判権条項並みに改正されることが予告されている。

NATO軍地位協定は一九五三年八月に発効する。こ

れに伴い、行政協定第一七条も改正された。行政協定第一七条はNATO軍地位協定並みとなったものの、日米間で密約が交わされていたことが明らかとなっている。¹³

密約締結の舞台は、日米合同委員会の下部組織である刑事裁判権分科委員会である。同委員会の日本側代表を つとめていたのは、法務省総務課長の津田實であった。津田は、日本国の方針として、日本にとって実質的に重要な事件を除き、米軍兵士等に対し、第一次裁判権を使用するつもりがない旨を陳述している。これはあくまでも一方的陳述の形をとっている。しかし、ここにいたるまで日米間で十分な協議がなされ、一方的陳述の形はとるものの、日本は米軍兵士等に対し、日本にとって実質的に重要な事件を除き、裁判権を行使しないことをアメリカ側に約束したのであった。

したがって、日米間の刑事裁判権密約は、オランダ方式に先立ち、交わされていた。オランダ方式と刑事裁判権密約との違いは、前者が公表されているのに対し、後者はまさに密約とされている点である。とはいえ、オランダ方式にある「特に重要」と刑事裁判権密約にある「実質的に重要」との間におおきな違いはない。した

がって、刑事裁判権密約は、オランダ方式の先例である。

ドイツは、刑事裁判権密約に関する情報をアメリカから入手していた。さらに、ドイツが関心を示したのは、一九五七年一月、群馬県の相馬ヶ原演習場で起ったジラード事件である。同事件では、同演習場に弾拾いにきっていた地元の主婦が、演習中のウィリアム・S・ジラード三等特技兵に招き寄せられ、威嚇にあい、逃げようとしたところを後ろから撃たれ、即死した。¹⁴この事件の争点は、ジラードの発砲行為が公務執行中の行為によるものであったか否かである。ちようどこの時期、ボン会議は山場を迎え、公務証明書の効力をめぐって、議論がたたかわされていた。ジラード事件が、ボン会議にどの程度影響を及ぼしたのかも明らかにする必要がある。

二．派遣国側が提起した刑事裁判権方式

アメリカの基本的立場

ドイツ補足協定の交渉が始まる前から、アメリカは、刑事裁判権の全面的な放棄をドイツ側に求めることを方針としていた。その理由に、NATO軍地位協定の批准にあたって、アメリカ上院が、NATO軍地位協定第七

条は、将来、アメリカが締結する地位協定の先例とはならないとの意向を示したことによる。¹⁵ また、前述のように、ドイツ条約修正第八条で、ドイツ補足協定は、「連邦共和国に駐留する軍隊に関して存在する特別の状況」を考慮する必要があるとされていた。したがって、この特別の状況を考慮してドイツ補足協定は締結されなければならぬ、とアメリカは考えた。では、この「特別の状況」とはいかなるものか。

一九五五年一月二三日に開かれたボン会議運営委員会で、アメリカ側代表は、アメリカ側が専属的裁判権を保持する必要性を次のように説明している。第一に、米軍の使命および米軍の駐屯する場所である。米軍は、東西冷戦の最前線に駐屯している。したがって、西側諸国の防衛には、最高度の規律の保持が必要になるため、刑事裁判権を確保する必要がある。第二に、ドイツ国内には多数の米兵が展開・集中している。ドイツに駐留する米軍は三〇万人であった。NATO軍地位協定第七条によれば、軍事裁判所で裁判がおこなわれるのか、それとも、ドイツの裁判所で裁判がおこなわれるのかを決める必要がある。そうになると、その行政的負担が非常に重く

なる。アメリカが専属的裁判権を行使できれば、そうした負担はなくなる。第三に、米軍およびドイツ当局も、軍隊条約の下で米軍が専属的裁判権を行使してきたこれまでの制度になっている。第四に、もしこれまでの制度を変更するとすると、アメリカ国民および議会への説明がむずかしくなる。¹⁶

派遣国側は全部で七ヶ国である。ただ、派遣国側はけっして一枚岩ではなかった。交渉では、これがドイツ側に有利に作用している。七ヶ国のうち、派遣国の刑事裁判権を最大限に確保しようとしたのは、アメリカ、フランス、および、ベルギーの三ヶ国であった。¹⁷ これに対し、自国にとって特に重要な事件で、ドイツ補足協定における刑事裁判権を確保できれば十分だと考えていたのが、イギリス、カナダ、それにオランダである。このうち、イギリスは、もともと、ドイツの刑事裁判権は、NATO軍地位協定並みで足りるとの立場であった。¹⁸ デンマークの場合、若干名しかドイツに駐留しておらず、NATO軍地位協定第七条以上の裁判権を必要としていなかった。¹⁹ このように、派遣国のなかに、刑事裁判権について考え方の違いがあったことに留意しておく必要が

ある。

派遣国会議

派遣国七ヶ国の意思統一をはかるため、派遣国会議が何度も開かれている。派遣国会議で検討された案は、「自動的な裁判権放棄方式」(Automatic Waiver Formula)、および、「選択的な裁判権放棄方式」(Optional Waiver Formula)である。まず、前者の自動的な裁判権放棄方式からみていくことにしよう。

この案をもっとも強く推したのはアメリカである。アメリカの交渉に臨む方針は、NATO軍地位協定第七条によって、受入国側に認められている第一次裁判権をドイツがすべて放棄することであった。理由として、ドイツに駐留する軍隊は特別の状況にあるので、派遣国当局は、通常以上に、その軍隊内の秩序および規律を保持する義務を負っているからとある。そのため、ドイツは、同協定第七条第三項(b)(裁判権が競合する場合)の第一次裁判権を放棄する必要がある。これにより、派遣国当局が、派遣国構成員等に対する刑事裁判権を行使できる²⁰。繰り返すと、「自動的な裁判権放棄方式」とは、

NATO軍地位協定上、ドイツに与えられるはずの第一次裁判権をドイツは放棄する。その結果、第二次裁判権を有する派遣国側が裁判権を行使できる。「自動的」とは、派遣国側が放棄の要請をしなくても、ドイツ側が、裁判権を放棄するからだ。ドイツ補足協定第十九条第一項では、派遣国側が放棄の「要請」をしなければならぬ。「要請」が挿入されたのは、派遣国すべてが裁判権の放棄を望んでいたわけではなかったからだ。

NATO軍地位協定では第一次裁判権と第二次裁判権とを、派遣国および受入国にそれぞれ配分している。この方式は明らかにそれを逸脱している。したがって、この案を提示しても、ドイツ側に拒絶される可能性が高かった。そこで、次善の案として、イギリスは、「選択的な裁判権放棄方式」を提示した。その内容は以下である。

特別の状況の存在によって、派遣国当局はその軍隊の秩序・規律を保持する必要があるとの点は、「自動的な裁判権放棄方式」とまったく同じである。それを踏まえ、派遣国側の要請に基づき、派遣国側が裁判権の行使を特に重要と考える犯罪あるいは犯罪の類型について、ドイ

ツはNATO軍地位協定上の第一次裁判権を放棄する。ドイツと派遣国当局との間に特段の合意がなければ、このような犯罪あるいは犯罪の種類では、ドイツの裁判所は刑事裁判権を行使せず、派遣国当局が裁判権を行使できる。²²⁾

NATO軍地位協定第七条第三項(c)は、裁判権の放棄に関して規定している。繰り返すと、第二次裁判権を有する国が、第一次裁判権を有する国に、裁判権を事件ごと²¹⁾に放棄するよう要請する。放棄の要請は、第一次裁判権の放棄が特に重要であると第二次裁判権を有する国が判断する場合おこなわれる。この要請に対し、第一次裁判権を有する国は、好意的考慮を払わなければならない。「選択的な裁判権放棄方式」は、これをさらに押し広げ、一定の犯罪あるいは犯罪の種類では、ドイツがより広範に裁判権を放棄しなければならない。

「選択的な裁判権放棄方式」とNATO軍地位協定第七条第三項(c)との違いを明らかにしておきたい。まず、「選択的な裁判権放棄方式」では、ドイツが裁判権を放棄するのは、派遣国の個別の要請に基づくのではなく、派遣国が決める「犯罪あるいは犯罪の種類」についてで

ある。また、決定にあたって、派遣国は裁判権の行使を特に重要だと判断すれば足りる。さらに、ドイツはこの要請に好意的考慮を払うのではなく、当然、裁判権を放棄しなければならない。「選択的な」とは、派遣国の判断によって、ドイツの裁判権放棄の範囲が決められることを意味する。

このように、この方式では、ドイツが裁判権を放棄する範囲を、派遣国側が一方的に決めることができる。²²⁾ 現に、もし同案が採択されれば、アメリカは、すべての事件が特に重要である旨をドイツ側に通告するつもりであった。²³⁾ そうなると、「選択的な裁判権放棄方式」は、「自動的な裁判権放棄方式」と変わりがなくなることとなる。ただし、その場合、見返りとして、アメリカ側は、個々の事件でドイツ側が裁判権を取り戻せる案を考慮していた。²⁴⁾

「自動的な裁判権放棄方式」

派遣国会議では、アメリカ案（自動的な裁判権放棄方式）、あるいは、イギリス案（選択的な裁判権放棄方式）のいずれかを運営委員会に提案するかをめぐって議論が続

いた。一九五五年一月一日の派遣国会議で、交渉戦術という点から、より厳しい案である「自動的な裁判権放棄方式」をまず提案する。その案がドイツ側から拒絶された場合、「選択的な裁判権放棄方式」を提案することとなった。⁽²⁵⁾

一月二三日の運営委員会で、アメリカ側代表は、前述の特別の状況を陳述した。そのうえで、「自動的な裁判権放棄方式」を提案している。⁽²⁶⁾これに、ドイツ側はつぎのように反論した。

まず、アメリカ側提案とNATO軍地位協定第七条との関係についてである。アメリカ側提案は、同協定第七条第三項(c)に規定された裁判権放棄の範囲を大幅に逸脱している。同項(c)は、裁判権が競合する場合、特定の事件について、第一次裁判権の放棄を可能にすることを目的とする。アメリカ側提案は、同項(b)に規定されたドイツの第一次裁判権を幅広く放棄するよう求めている。これを可能にするためには、第七条の改正が必要である。NATO軍地位協定第一七条には、同協定の改正の規定が置かれている。ドイツ側としては、全NATO加盟国にこれを適用できるよう、同協定第七条の改正に協力す

る用意がある。さらに、ドイツ代表が知るかぎり、この会議に出席している派遣国の領土内に他のNATO軍が駐留している場合、アメリカ案にあるような協定を締結しているとどこにもない。⁽²⁷⁾

また、ドイツ代表は、アメリカ代表が主張したドイツの特別の状況の存在についても反論している。反論の要点は以下である。核戦争の時代にあつて、戦略的な状況がおおきく変化した。したがつて、前線と前線から離れた地域との差はなくなっている。ドイツが前線に位置しているのとらえること自体、時代遅れである。ドイツ補足協定の刑事裁判権問題の解決を正当化するため、ドイツの特別の状況の存在を理由にはできない。また、アメリカ側は、ドイツに米軍が多数駐留していることをドイツが裁判権を放棄する根拠に挙げている。これに対し、ドイツとしては、だからこそドイツの利益を守る必要があると考える。そのためには、NATO軍地位協定の下でドイツに与えられる裁判権行使の権限はゆるされるべきである。⁽²⁸⁾

ドイツが、もつとも関心を示したのは、他のNATO諸国と対等な地位が認められることであつた。他の

NATO諸国とは扱いが異なる、あるいは、差別されていると受け取られると、結局、そのような案はドイツ国民から拒絶されるだけだというのである。⁽²⁹⁾ この結果、アメリカが提案した「自動的な裁判権放棄方式」は、一九五六年三月二二日の運営委員会で、ドイツ側から正式に拒否される。その主たる理由に、他のNATO諸国で全面的な放棄を受け入れているところはないことが挙げられている。また、この方式を正当化するための根拠とされている「特別の状況」は存在しないとドイツ側は主張した。⁽³⁰⁾

三月二二日の運営委員会で、ドイツ側は対案を提示している。この対案は、基本的に、オランダ方式にならったものであった。オランダ方式では、オランダが「特に重要」と判断する場合を除き、裁判権は放棄される。これに対し、ドイツ側対案では、「特に重要」が、「ドイツ司法が重大と考え、ドイツの裁判権行使が不可欠である場合」となっている。ドイツ当局は、このような場合を除き、関係派遣国の軍事当局の要請により、NATO軍地位協定第七条第三項(c)に応じて、裁判権を行使する権限を放棄する。⁽³¹⁾ ただし、この放棄は、アメリカ案にある

ような全面的なものではなく、あくまでも派遣国側からの個別の要請に基づく。⁽³²⁾

また、ドイツ司法が重大と考える犯罪とは、いかなるものが問題となる。ドイツ側は、アメリカおよびフランスの質問に答える形で、(1)殺人、強姦、強盗、(2)連邦憲法裁判所が管轄する安全にかかわる事件、(3)派遣国兵士とドイツ人の共犯による犯罪の場合、ドイツ司法の利益から、犯罪すべてがドイツの裁判所で裁判すべきとされるもの、(4)通貨の取り締まりに違反する犯罪、と述べている。⁽³³⁾

「選択的な裁判権放棄方式」

ドイツが、アメリカ案の「自動的な裁判権放棄方式」を拒否したことから、派遣国側では今後の対応が協議された。三月二六日の派遣国会議で、「選択的な裁判権放棄方式」を提案することで意見の一致をみた。⁽³⁴⁾ 同方式は、三月二八日の運営委員会で、アメリカ案とドイツ案との妥協案としてイギリス代表によって提案されている。⁽³⁵⁾ 同案の内容は、前述のとおりである。⁽³⁶⁾

ここで、「自動的な裁判権放棄方式」と「選択的な裁

「判決権放棄方式」の違いを整理しておきたい。前者の場合、派遣国の要請の有無にかかわらず（これが、「自動的」の意味である）、ドイツは、NATO軍地位協定第七条第三項(b)によって、ドイツに与えられる第一次裁判権をすべて放棄する。これに対し、後者の場合、同項(b)の第一次裁判権は、依然として、ドイツ側に残る。しかしながら、ドイツ側は、派遣国からの要請があれば、要請されたすべての事件で裁判権を放棄しなければならない。このすべての事件とは、派遣国が自国にとって特に重要と考える犯罪あるいは犯罪の種類であればなんであれ、これに含まれる。

「選択的な裁判権放棄方式」の最大の利点は、その柔軟性にあった。派遣国それぞれが特に重大と考える事件について裁判権の放棄を要請するかを決定できる。また、裁判権の放棄は個別の要請ではなく、一定の犯罪類型についての要請なので、実際の解決策を提示してくれる。さらに、ドイツ側にとって特に重大と思われる事件では、裁判権を取り戻す可能性は排除されない³⁷。

「選択的な裁判権放棄方式」に対するドイツ側の反応はいかなるものだったのだろうか。同方式が提案された

三月二八日の運営委員会で、ドイツ側はつぎのように述べている。

イギリスの提案（「選択的な裁判権放棄方式」）は、アメリカの提案（「自動的な裁判権放棄方式」）に比べると、NATO軍地位協定第七条の規定により近い。ただし、ドイツが置かれている「特別の状況」は、繰り返し述べてきたように存在しない。一見するかぎり、イギリスの提案は、ドイツ議会から受け入れられる可能性はない。ドイツの裁判権の放棄は、派遣国のみが判断できることとなっているからだ。したがって、イギリス案を、この問題の討議の基礎にすることはむずかしい³⁸。このように、イギリス案に対するドイツ側の反応は否定的であった。

「選択的な裁判権放棄方式」とオランダ方式にならったドイツ案とを比較してみよう。いずれも「特に重要」なあるいは「ドイツ司法が重大と考える」場合を除き、裁判権が放棄される。その意味では、いずれもNATO軍地位協定第七条第三項(c)の枠組みの下にある。ところが、どちらが重要と考えるのかで逆転する。「選択的な裁判権放棄方式」では派遣国側であるのに対し、ドイツ

案ではドイツ側である。したがって、裁判権の放棄を決める最終的な決定権は、「選択的な裁判権放棄方式」では派遣国側、ドイツ案ではドイツ側にある³⁹⁾。

五月四日の運営委員会で、ドイツ側はイギリス案を正式に拒否する。ドイツ代表は、派遣国側が「自動的な裁判権放棄方式」とドイツ案との妥協をもたらす努力をしていることに謝意を表したものの、この問題は、NATO軍地位協定第七条の枠組みでしか解決できないと述べている。また、あらためて、ドイツには「特別の状況」は存在しないことを強調した。派遣国側が裁判権放棄の対象を決めることができる「選択的な裁判権放棄方式」を、ドイツは交渉の基礎にできなかつたのである。この方式は、NATO軍地位協定第七条の基本原則とは根本的に異なるので、政治的に受け入れられない、というのがドイツ側の拒否の理由であった。また、ドイツ側が受け入れ可能なのは、オランダ方式である旨も述べている⁴⁰⁾。ドイツ側はオランダ方式を基にした案を運営委員会にすでに提示している。アメリカ側も、受け入れ可能な最低線はオランダ方式であると考えていた⁴¹⁾。したがって、ドイツがイギリス案を拒否した後の交渉は、オ

ランダ方式を中心に展開することが予測された。

三．オランダ方式をめぐる攻防

ケッケンベーク方式

ドイツ側が「選択的な裁判権放棄方式」を拒否したことを受け、妥協案の模索が始まる。そうしたなか、ボン会議議長ケッケンベークは、会議参加国代表との非公式協議を踏まえ、妥協案を示す。これがケッケンベーク方式といわれるものである。概要は以下となる。

(1)ドイツが第一次裁判権を有する事件の場合、派遣国側は、個々の事件について裁判権の放棄を要請する。(2)合理的な期間内（一五日間くらいを想定）に、その要請にドイツ側から返答がなければ、放棄の要請はドイツ側が受け入れたものとみなす。(3)ドイツ側にとって特に重要とされる事件の場合、裁判権を放棄しないとの決定は、ドイツ政府によってのみ「宣言」される。(4)ドイツ政府が裁判権の放棄の要請を拒否する場合、派遣国代表と協議するものとする。(5)ドイツ政府が裁判権を放棄する意思がない場合、派遣国はこの件を非公式な調停団に委ねるよう要請できる。この調停団は、派遣国からの代

表一名、ドイツ政府からの代表一名、さらに二名の中立委員から構成される。(6)調停団の勧告は最終的ではないものの、ドイツ政府は、調停団が下した多数決による勧告を、最終的な決定の基礎とすることに同意する⁽⁴²⁾。

かなり複雑な内容となっている。ケッケンベーク方式とオランダ方式との主な違いは何であろうか。まず、ケッケンベーク方式では、ドイツ政府が、派遣国からの放棄の要請に何ら対応しなければ、その要請は自動的に認められる。つぎに、裁判権を放棄するか否かをめぐって、派遣国とドイツ政府とで意見が一致しない場合、それを調整するため、調停団に委ねるとされている。これにより、最終的な決定権はドイツ側にあるものの、調停団の多数決による勧告に基づき、ドイツ側は決定することと同意する。つまり、ドイツ側は自由に決定できるわけではなく、調停団の勧告という制約下で決定するのである⁽⁴³⁾。

敷衍すると、オランダ方式では、裁判権を放棄しない「特に重要」な犯罪とは何かをドイツ側が一方的に決定できる。これに対し、ケッケンベーク方式では、ふたつの制約が課される。ひとつは、派遣国からの放棄の要請

にドイツ側が何ら対応しない場合、一定の期間が過ぎれば、その要請は自動的に認められる。もうひとつは、裁判権の放棄をめぐって、ドイツ側と派遣国側との間で意見の不一致が生じた場合、調停に委ねられる⁽⁴⁴⁾。

ケッケンベーク方式は、一九五六年六月一五日の運営委員会に提案された。この案を基にして協議される。七月一〇日の法律委員会で、新たなドイツ案が提示された。その内容は以下である。

(1) 以下の(2)に列挙した犯罪類型を除き、ドイツ政府は、特に重要な事件では裁判権を取り戻せることを条件に、第一次裁判権を全面的に放棄する。ただし、特別な事件の特別な状況によって、ドイツ司法の重大な考慮から、ドイツ当局が裁判権を行使するのが不可欠であると判断する場合はこのかぎりでない。

(2) (1)にある全面的な裁判権放棄は、以下の犯罪類型には適用されない。殺人、強姦、強盗、通貨犯罪、連邦最高裁判所の管轄下の犯罪、これらの犯罪の未遂および共犯である。これらの事件における派遣国側の裁判権放棄の要請は、NATO軍地位協定の第七条第三項(c)に沿っておこなわれなければならない。ドイツ側に三週間

以内に裁判権を放棄するよう要請する通告がなければ、この裁判権放棄の適用除外、つまり、ドイツによる裁判権の行使は認められたものとみなす。

(3) 適格なドイツ当局が、裁判権の行使が不可欠であると判断した場合、あるいは、(2)の派遣国による裁判権の放棄要請をドイツ当局が拒否した場合はつぎのようになる。ドイツに駐留する関係派遣国の最高軍事当局は、派遣国による裁判権の行使がドイツのそれより重要と判断した場合、ドイツ政府に意見を陳述できる。

(4) (3)の意見についての協議が三週間以内に合意にいたらない場合、派遣国の最高軍事当局は、この問題を混合委員会に付託するよう要請できる。混合委員会は、関係派遣国代表一名およびドイツ政府代表一名から構成される。ドイツ当局は、混合委員会の提案に対して、同情的考慮を払う。⁽⁴⁵⁾

混合委員会は、ドイツ補足協定第三〇条に規定されることとなった。ただし、同条では、NATO軍地位協定第七条およびドイツ補足協定の実施を促進し、その統一的運用を確保するためというように、一般的な規定となっている。⁽⁴⁶⁾

このように、ドイツ側は、一定の犯罪は裁判権放棄の対象とはされず、また、裁判権を放棄した場合でも、裁判権を取り戻せることを条件に、全面的な裁判権放棄をはじめて認める案を提示した。このドイツ案が、ドイツ補足協定第一九条の原型となる。

ドイツ案に対し、派遣国側は以下のふたつを問題点として挙げた。ひとつは、ドイツ側は、オランダ方式の特に重要な犯罪に対して裁判権を限定するのに代わって、ドイツ司法の重大な考慮という基準を設けている。いまひとつは、(2)に示された犯罪類型である。これらは、ドイツ側にとって特に重要でない場合でも、ドイツの裁判権の対象にされることがありうるのではないかである。⁽⁴⁷⁾

派遣国側の新提案

その後、ボン会議は、夏の休暇に入る。九月以降、法律委員会や作業班での協議を経て、運営委員会は一月九日に開かれた。同委員会で、派遣国側は、つぎを骨子とする新提案をおこなった。

(1)派遣国側からの要請があれば、ドイツは刑事裁判権を全面的に放棄する。(2)特別な事件の場合、ドイツは、

裁判権を取り戻す権利を有する。(3)派遣国がドイツに事件を通告することによつて、ドイツには裁判権を取り戻す権利が与えられる。(4)現地レベルおよび外交レベルでの協議で、どちらが裁判権を行使するのか意見が一致せず、その不一致を調整できない場合、ドイツ政府が最終的に判断する。(5)ドイツ司法の重大な考慮から、ドイツは裁判権を取り戻すことができる。(6)全面的な裁判権放棄を望まない派遣国の場合、オランダ方式の線に沿つて、事件ごとに裁判権の放棄が要請される。⁴⁸⁾

一月九日の運営委員会で、派遣国側、とりわけ、イギリスとフランスは、この案で大幅に譲歩した旨を強調した。さらに、意見の不一致を調整するとの同じ精神でドイツ側も臨むよう要請した。これに対し、ドイツ代表は、派遣国側がドイツ側に譲歩をしたとの主張をはねつけている。NATO軍地位協定第七条の基本原則から考へると、派遣国側は極端な立場から後退しただけで、それは譲歩にあたらなないと反論した。ドイツ側にとつて、刑事裁判権問題の解決策といえるのは、ドイツ側が派遣国側と同等と位置づけられることであつた。その意味で、特別な事件では、ドイツ当局に裁判権を行使できる最終

的な決定権が認められることをドイツ側は重視したのである。⁴⁹⁾

派遣国側の新提案で、派遣国が譲歩したとされる点を整理しておこう。第一に、特別な事件における裁判権は、ドイツ当局が決定するとの原則を受け入れる。第二に、事件が発生した場合、適切な行政取極で問題を解決する柔軟性をもつて、派遣国側はドイツ側に事件を通告する負担を受け入れる。第三に、裁判権放棄の制度を、全面的なものとは個別的なものに限定し、このふたつの制度間の変更を認めない。第四に、ドイツ側が裁判権を行使する「ドイツ司法の重大な考慮」とは何かを詳細に定義することを断念する。その結果、ドイツ当局がその適用を誤らないことに信頼する。⁵⁰⁾

ドイツ側最終案

運営委員会は、一月一五日および二三日にも開かれ、ドイツ側は柔軟な姿勢をみせている。⁵¹⁾ 一月九日の運営委員会では、派遣国側が大幅な譲歩を強調するとともに、ドイツ側に譲歩を迫つた。そのため、議論がいささかヒートアップした感があつた。一月一五日の運営委員

会では、冷静な議論がなされ、それが一月二三日のドイツ側最終案の提示へとつながる。その案とは以下である。

(1) ドイツは、管轄権が競合する場合、派遣国の要請で、NATO軍地位協定第七条第三項(b)でドイツ当局にゆめされる第一次裁判権を放棄する。その場合、以下の第二項から第四項にしたがうものとする。

(2) 派遣国の軍事当局は、ドイツ当局に対し、上記第一項に規定された裁判権放棄に該当する各事件を通告するものとする。

(3) 適格なドイツ当局は、特定の事件の特殊事情により、ドイツ司法の重大な考慮から、第一項に規定された裁判権放棄を撤回できる。この撤回は、ドイツ当局が、第二項で想定される通告の受領後三週間以内に陳述書を送付しておこなわれる。ドイツ当局はまた、第二項で想定される通告を受領する前でも陳述書を送付できる。

(4) 適格なドイツ当局は、第三項にしたがい、特定の事件で裁判権の放棄を撤回したものの、当該当局間での協議が整わない場合、派遣国の最高軍事当局は（必要に応じ、当該派遣国の外交使節の助力を得て）、ドイツ政

府に異議を唱えることができる。ドイツ政府は、その異議を検討したうえ、ドイツ司法の利益および当該派遣国の利益に十分に配慮するものとする⁵²。

これに加え、第一項に関する合意議事録案、および、第三項に関するドイツ側の一方的宣言案が示された。以上のドイツ側最終案は、若干の修文を経て、ほぼそのまま正文に受け継がれる。

ドイツ補足協定に関する合意議事録および宣言では、第三項にいうドイツ司法の重大な利益から、とくに以下の犯罪ではドイツ側が裁判権を有すると宣言されている⁵³。

(1) 第一審及び最終審で連邦裁判所の管轄に服するか、又はその公訴を連邦裁判所で連邦検事総長が提起できるような犯罪。

(2) 人の死を招来する犯罪、強盗、強姦。ただし、派遣国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対するものは除く。

(3) 上記の犯罪の未遂及び共犯。

(1)にある連邦裁判所の管轄下にある犯罪とは、主に、国家や元首に対する反逆の罪、外国の政治家の命をねら

う行為、あるいは、ジェノサイドなどである。連邦検事総長が公訴を提起できる犯罪とは、反逆をうながす文書の配布、国家の存立にとって危険な行為、スパイ行為、国家の安全を危うくする行為などである。⁵⁴

一月二三日の運営委員会での議論の様子も紹介しておこう。派遣国側の新提案に対して、ドイツ代表は柔軟に対応している。

ドイツ代表は、ドイツ政府にとっての重大な関心事項をつぎのように説明した。(1)全面的な裁判権放棄と個別の裁判権放棄という複数の制度が存在すること。(2)ドイツ側が裁判権を放棄しない犯罪類型が明記されること。(3)派遣国側とドイツ側とでどちらが裁判権を行使すべきか意見が対立する場合、ドイツ政府が最終的に決定できること。⁵⁵

(1)について、全面的と個別のふたつの制度が並存することとなった。ドイツ補足協定の合意議事録では、第一次裁判権を全面的に放棄するようとの派遣国の要請は、同協定発効時になされることが原則となっている。⁵⁶

(2)について、裁判権を行使できる犯罪類型の列挙は国内の政治的理由から、ドイツ側はどうしても必要だと主

張した。ただし、ドイツ側は、犯罪類型をドイツ補足協定の本文には盛り込まず、会議の正式な記録として、一方的に宣言する案を提示している。これに対し、アメリカ側は、この宣言を運営委員会の議事録に留める案を提示した。ドイツ側はアメリカ案を拒否している。⁵⁷最終的にこの一方的宣言が、前述のように、正式記録として残された。

(3)の場合、連邦の外交に関する権限を行使して、ドイツ政府が最終的に決定する。ドイツ基本法第三二条によつて、外交関係は連邦によりとりおこなわれるとされているのがその根拠である。

ドイツ側がもつとも重視したのは、全面的な裁判権放棄を受け入れたことをドイツ議会で正当化できることであつた。そのため、ドイツが裁判権を行使すべきと考える事件では、その権利の保証が重要となる。⁵⁸

ドイツ側が裁判権の全面的な放棄を受け入れたことは、アメリカ側に驚きをもつて迎えられた。全面的な裁判権放棄の案をドイツ議会に提示すれば、困難に直面する、とドイツ側はアメリカ側に非公式にもらしていたからだ。その解決策となつたのが、裁判権の行使が「ドイツ司法

の重大な考慮」から不可欠であるとの理由で、ドイツ側が裁判権放棄を撤回できることであつた。この文言は、最終的には、「ドイツ司法の重大な利益」となつた。その際、重要な働きをなすのが派遣国側からの犯罪の通告である。この通告によつて、州の当局は、第一次裁判権を有するすべての事件を知ることができるようになる。さらに、一方的宣言で、ドイツ国民が注目する重大な犯罪とは何かを示されている。こうして、裁判権を全面的に放棄したとしても、重大な犯罪ではドイツの裁判所が裁判権を行使できる仕組みとなつた。⁵⁹

ドイツ側最終案は、一月二〇日の運営委員会で承認された。⁶⁰ 繰り返すと、同案の核心部分は、ドイツ側がNATO軍地位協定下の第一次裁判権を全面的に放棄するのと引き換えに、「ドイツ司法の重大な利益」からドイツの裁判権行使が不可欠な場合、第一次裁判権を取り戻す権利を有することにある。⁶¹

アメリカ側にとつて、同案は、オランダ方式に比べると、つぎのような利点があると考えられた。まず、ドイツ側が裁判権を全面的に放棄した。これにより、原則として、アメリカ側が裁判権を行使する。また、ドイツ側

が裁判権を取り戻す権利を有するとしても、さまざまな段階を経たうえで、最終的にドイツ政府が決定する。ドイツ政府は決定に際して、派遣国の利益にも十分に配慮する必要がある。これらの点から、ドイツ側最終案は、最低線とされたオランダ方式に比べ、アメリカ側にとつて有利と判断された。⁶²

四・公務証明書の効力

公務執行によるとされる犯罪が本当に公務によることを、どのようにしたら証明できるのであるのか。NATO軍地位協定では、公務執行により生じた故意・過失は、派遣国が第一次裁判権を有すると規定されているだけである。ドイツ補足協定の場合、公務証明書がそれを判断する材料となっている。しかし、問題は、公務証明書は最終的なもの、つまり、公務証明書だけで公務執行による犯罪と認定できるのかである。この点をめぐつて、ドイツ側と派遣国側との間で交渉が続けられた。

公務執行をめぐるイギリス案

公務証明書についての案は、一九五六年三月二八日の

運営委員会でイギリスにより提示された。その案とは以下である。

ドイツの裁判所で刑事手続がおこなわれ、刑事手続の主題である故意または過失が、軍隊のための公務の執行であるかを決定する必要がある場合、ドイツの裁判所はその手続を一時停止したうえで、関係派遣国の軍事当局にただちに通告する。軍事当局は通告を受領した後二日以内に、証明書をドイツの裁判所に送付すべきである。この証明書には、当該の公務の範囲、および、故意または過失が公務の執行によるものが記される。同証明書は最終的なものである。派遣国の軍事当局は、前記の通告を受領したか否かにかかわらず、ドイツの裁判所にこの証明書を提出できる。かつ、事件がドイツの裁判所で審議されるか否かにかかわらず、同証明書をドイツの裁判所にいつでも提出することが可能である⁽⁶³⁾。

イギリスは、この公務に関する案を提示した際、NATO軍地位協定には、軍事当局による公務証明書についての規定が存在しないので、イギリス案に沿って取り極める必要があると説明している。また、イギリス側は、軍隊条約第一六条を援用している⁽⁶⁴⁾。同条は、イギリ

ス案とほぼ同じ内容である。ところが、両者には、一点、重要な違いがあった。軍隊条約第一六条第三項に、公務証明書は当該人物の公務の範囲に関してのみ証拠となる、その範囲で最終的なものとする、とあるからだ⁽⁶⁵⁾。したがって、軍隊条約における公務証明書は、公務の範囲を証明するだけで、公務に基づく犯罪であることを証明するものではない。

イギリス側の説明に対して、ドイツ代表はつぎのように述べている。NATO軍地位協定第七条第三項(a)(ii)では、このような場合、軍側に第一次裁判権が与えられている。したがって、公務の執行から生じた犯罪に、ドイツ側が同意できない場合にのみ問題となる。軍隊条約第一六条をめぐる議論は長期化し、同条には問題があった。したがって、同様の規定をドイツ補足協定に盛り込んだとしても、ドイツ議会から受け入れられない⁽⁶⁶⁾。

ここでの最大、かつ、唯一の問題は、同証明書が「最終的なもの」とされている点であった。ドイツと派遣国との間では、同証明書の効力をめぐって、その後、議論がたたかわされる。

ドイツ側は、五月一日の運営委員会で、イギリス案

を拒否した。その理由は、証明書が最終的な性質を有する点にあった。裁判所はあらゆる証拠を判断する自由を有しなければならず、それが制約されることは受け入れられないというのだ。また、イギリス案は、前述の軍隊条約第一六条に比べ、ドイツ側にとって不利なこともその理由として挙げた。ただ、ドイツ代表は、たんにイギリス案を拒否しただけではなく、派遣国側とドイツ側との協議によつて問題を解決する方法も示唆している。⁶⁷

ドイツ案

六月一四日の運営委員会で、アメリカ側は、イギリス案に対する修正案を提示した。それは、「この証明書は最終的なものである。」との文言の後に、つぎのような文言を付け加えるものであった。「状況から見ても、証明書に含まれる内容と異なる結果が提示されると思われる場合には、派遣国は、ドイツ裁判所の要請、および、両者の協議を踏まえ、証明書を再検討する⁶⁸」。このように、証明書の再検討が付け加えられている。

アメリカ側修正案に対して、六月二二日の運営委員会

で、ドイツ側は、協議の条項を追加したとしても、その根本的主張を充たすものではないと述べている。なぜなら、依然として、証明書は最終的なものとされていたからだ。⁶⁹ドイツ側は対案を提示した。その概要は以下である。

ドイツの裁判所で刑事訴訟手続がおこなわれ、犯行が公務執行による故意また過失によるかを確認する必要がある場合、ドイツの裁判所は、関連派遣国の軍事当局に遅滞なく通告する。軍事当局は、通告の受領後二二日以内に、ドイツの裁判所に証明書を送付するものとする。同証明書には、当該の公務の範囲、および、公務の執行から故意または過失が生じたかが記載される。証明書は、反証のないかぎり、当該の公務の範囲の十分な証拠とする。派遣国の軍事当局は、通告を受け取ったか、または、刑事裁判手続がすでにおこなわれているかにかかわらず、ドイツの裁判所にこうした証明書を送付できる。⁷⁰

ドイツ案は、イギリス訪問軍法および日米行政協定の先例にならっている。証明書の効力が、「反証のないかぎり」とされているからだ。さらに、軍隊条約第一六条も踏襲している。証明書の効力は、公務の範囲に限定さ

れている。

アメリカ側修正案

六月二八日の運営委員会で、アメリカ側は、文言をさらに追加した修正案を提示する。証明書が最終的なものであるという点は変わらないものの、証明書は、大佐級と同等の者によって発給されるとされた。さらに、証明書は、ドイツ当局の要請により、ドイツ政府と関係派遣国の外交使節との協議の主題にできる、となっている。このように、犯罪が故意または過失によって生じたかについて、外交レベルで交渉されるとの案を提示したのである。⁽⁷¹⁾

この提案に、ドイツ側は、検討を約束したものの、依然として、証明書が「最終的なものである」ことに不満を表明した。また、ドイツ案に示されているように、日米行政協定およびイギリス訪問軍法にある方式（「反証のないかぎり」）⁽⁷²⁾ がなぜ受け入れられないのかを派遣国側に問うている。アメリカ側修正案は望ましいようにみえるものの、証明書に拘束力があるとされている結果、ドイツの裁判所の役割を侵害するというのである。した

がって、受け入れられない、とドイツ側はアメリカ側修正案を拒否した。⁽⁷³⁾

八月二日の運営委員会で、ドイツ代表は、アメリカ側修正案をあらためて拒否している。ドイツ側はアメリカ代表と非公式の協議を続けたものの、結局、証明書が最終的なものであるとの問題で行き詰まったことを報告した。ドイツ側は、証明書がドイツの裁判所を拘束することは絶対には受け入れられず、ドイツ案で行くとの立場を断言している。⁽⁷⁴⁾

派遣国の法律によって罰することができる犯罪

夏の休暇明けの九月二八日、ドイツ側とアメリカ側は非公式に会談している。派遣国のなかで公務の問題に関心をもっていたのは主にアメリカであったからだ。この非公式会談で、ドイツ代表は、アメリカ案をのむことはむずかしい旨をあらためて明らかにしている。その理由として、前述のように、イギリスと日本の先例を挙げた。先例では反証がゆるぎされている。アメリカ案はこれら先例に反することになる。また、公務証明書は「最終的なもの」であることを正当化するため、刑事裁判権の場合

と同様、アメリカ側は「特別の状況」の存在を主張した。これに、ドイツ側は、こうした「特別の状況」は存在しない旨をふたたび強調している。⁽⁷⁵⁾

一月二三日の運営委員会で、ドイツ側は、公務証明書の効力の問題を解決するため、アメリカ側との協議の結果を報告している。そのうえで、ドイツ側は、証明書に「拘束力がある」、あるいは、証明書を「最終的なものとする」との方式はまったく受け入れられないとあらためて主張した。しかしながら、派遣国の要請をみたすため、「派遣国の法律で罰することができる犯罪」⁽⁷⁶⁾の規定に沿って解決する容易があるとして、アメリカとの合意案を提示した。

「派遣国の法律によって罰することができる犯罪」は、NATO軍地位協定第七条第二項(a)に規定されている。こうした犯罪は、派遣国が裁判権を行使できる。ただ、どの犯罪が派遣国の法律によって罰することができる犯罪なのかを明確にする必要がある場合、ドイツ補足協定第一七条は、つぎのように規定している。

派遣国の法律によって罰することができるか疑義がある場合、ドイツの裁判所はそのことを派遣国側に通告す

る。派遣国側は、通告を受理した後二日以内に、同行者が派遣国の法律によって罰しうるかについての証明書を提出できる。ドイツの裁判所は、同証明書にしたがい決定する。ただし、例外的な場合には、ドイツの裁判所の要請にしたがい、同証明書は、ドイツ政府と派遣国の外交使節との間の討議を通じて、再審査の対象にできる。⁽⁷⁷⁾

ドイツ側最終案

ドイツ側は、「派遣国の法律によって罰することができる犯罪」で用いられる方式を、公務犯罪の場合にも適用することを提案した。ドイツ案の概要は以下である。

軍隊の構成員または軍属に対するドイツの裁判所または当局での刑事手続で、公務執行中の作為または不作為による犯行であるかを決定しなければならない場合、関係派遣国の軍事当局は、この件に関する証明書をドイツの裁判所または当局に提出できる。ドイツの裁判所または当局は、その証明書に基づいて決定するものとする。しかし、例外的な場合、同証明書は、ドイツの裁判所または当局の要請で、ドイツ政府とドイツに駐留する関係

派遣国の外交使節との討議を通じて、再検討の主題にできる。⁽⁷⁸⁾

運営委員会は、このドイツ案を承認した。⁽⁷⁹⁾ところが、同案をめぐって波乱が起きる。年が明け、一九五七年一月一五日・一六日の法律委員会で、ドイツ案が行き詰ってしまふ。理由は、フランスが、「外交レベルで合意にいたらない場合には、証明書は最終的なものである。」と主張したからだ。

フランスの主張に対し、ドイツ代表は、証明書は最終的なものであるとの議論を蒸し返すものだど遺憾の意を表している。そのうえで、アメリカとドイツの二国間交渉を振り返りながら、ドイツ案がこの問題を解決する最良の妥協案であるので、同案を受け入れるよう求めた。ドイツ側は、同案は派遣国の要望にも最大限応える内容になっていると主張した。アメリカ側も、同案は派遣国側を完全に満足させるものではないものの、現状では、もつとも望ましい取極だとして、受け入れる用意がある旨を述べている。⁽⁸⁰⁾

二月五日・六日の法律委員会で、フランスは前回の案を取り下げ、ドイツ案を受け入れることに同意した。フ

ランスは、ドイツ案を受け入れる際、公務は、派遣国の法律を基礎に決定することを明確にして欲しいと要望した。ドイツ法を基礎に公務の判断がくだされないようにするためである。これに対し、ドイツ代表は、この点がこれまで議論になったことはなく、外国の規則や概念を導入すると、派遣国軍隊の活動に混乱をもたらすとのフランス側の主張に同意した。フランス側の要求を充たすため、適切な文言を追加することで折り合いがついた。その結果、ドイツ補足協定第一八条第一項に、公務執行中の行為であるかは、「当該派遣国の法律に従って決定されるものとする。」との文言が追加されたのである。

二月一三日の法律委員会で、公務に関する最終案が合意され、これまでの案に二点追加された。ひとつは、右に述べたように、公務の決定は、派遣国の法律にしたがっておこなわれる。もうひとつは、公務証明書は、派遣国の「適格な最高当局」により提出される。ドイツ側が、証明書は責任ある部署が発給する必要があると主張したからだ。⁽⁸¹⁾これらの修正を加えた案は、二月二日の運営委員会で承認された。⁽⁸²⁾

ドイツ補足協定第一八条にあるように、公務証明書は

最終的なものとはされていない。しかし、ドイツ側は、その証明書に基づいて、犯罪が公務によるかを決定することとなった。この決定について、ドイツ側と派遣国側とで意見が一致しない場合、外交レベルで再検討される。ドイツ補足協定第一八条は、ここまでしか述べていない。外交レベルでも解決できない場合、どうなるのであろうか。

これにはひとつの前提が置かれている。豊富な知識と経験を有する外務大臣と派遣国の大使が協議するならば、この問題でかならず合意にいたるとの前提である。⁸³これはフィクションであるかもしれないけれども、こうしたフィクションを置き、この問題をこれ以上追究しないこととなった。

五．ドイツと日本

NATO軍地位協定とドイツ補足協定

ドイツ補足協定で、ドイツは刑事裁判権という主権をどの程度確保できたのであろうか。NATO軍地位協定とドイツ補足協定との比較から明らかにしておきたい。⁸⁴この交渉の出発点を振り返っておこう。軍隊条約では、

ドイツ占領軍の兵士等に対する裁判権は、派遣国が専属的に有していた。ドイツの主権回復およびNATOへの加盟によって、ドイツに駐留するNATO軍の地位を定める必要が生じた。その場合、ひとつの尺度と考えられたのがNATO軍地位協定第七条である。

アメリカ側は、軍隊条約の刑事裁判権条項がドイツ補足協定にそのまま引き継がれることを望んだ。その根拠としてドイツの特別の状況がある。冷戦下、ドイツは戦争状態に置かれているのと変わらず、戦時における派遣国の専属的裁判権がそのままドイツに適用されるべきだといっているのである。それが、アメリカ側提案の「自動的な裁判権放棄方式」として具体化された。

これに対し、ドイツ側はアメリカ側の提案に猛烈に反対した。それではドイツの主権が侵害されるだけでなく、他のNATO諸国との対等な地位が確保されないからだ。ドイツがNATO諸国のなかで二流国家と位置づけられ、てしまうと反発したのである。

では、NATO軍地位協定第七条の原則は、ドイツ補足協定ではどのように変わったのであろうか。

NATO軍地位協定第七条では、派遣国と受入国の裁

判権が競合する場合、派遣国の安全・財産に対する罪、派遣国の兵士等同士の身体・財産に対する罪、それに、公務犯罪を除き、受入国側（ドイツ）が第一次裁判権を有する。これに対し、ドイツ補足協定では、ドイツは、第一次裁判権を全面的に放棄することに同意した。ただし、ドイツ側は、裁判権の行使が、「ドイツ司法の重大な利益にとつて不可欠である」と判断する場合、派遣国による犯罪の通告から三週間以内に、第一次裁判権を取り戻すことができる。「ドイツ司法の重大な利益」は明確に定義されたものではないものの、一方的宣言でその具体例が示された。

ドイツ側が裁判権を要請したのに対し、派遣国側が同意しない場合、この意見の不一致は、より高次のレベルの検討へと持ち込まれる。最終的には、派遣国の大使とドイツ外務大臣との間で解決がはかられる。なお、ドイツ側に裁判権が認められる場合でも、派遣国側は、被疑者の不起訴または被告に判決が言渡されるまで、その者を拘禁できる。

つぎに、いわゆる公務犯罪の場合、ドイツ側は、派遣国の発給した公務証明書を基に、ドイツの裁判所が裁判

権を決定することに同意した。ただし、例外的な場合には、同証明書は、派遣国大使とドイツ外務大臣との間で再検討の主題にできる。

以上から、ドイツは刑事裁判権という主権をどの程度確保できたのである。アメリカ側からみれば、ドイツ側が全面的な裁判権放棄を受け入れたことは、派遣国側の勝利ととらえられるかもしれない⁸⁵。しかし、出発点として、ドイツには外国軍隊に対する裁判権がまったくなかったことを考える必要がある。また、ドイツ補足協定が締結されなければ、裁判権は引き続き派遣国側が行使する。ドイツは交渉をまとめる必要があったのに対し、派遣国側は、交渉を決裂させても痛痒を感じるところはなかったのである。

刑事裁判権の問題では、ドイツが全面的な第一次裁判権の放棄を受け入れたとはいえ、裁判権の行使がドイツ司法の重大な利益にとつて不可欠である、とドイツ側が判断すれば、裁判権を取り戻すことが可能な仕組みになっている。したがって、ドイツは、自国にとつて重要だと思われる事件については、裁判権を行使できるのである。

ただし、複雑な手続を経て、ドイツ側が裁判権を取り戻すことができることを考えると、オランダ方式に比べ、ドイツにとってドイツ補足協定は不利なのではないか、との疑問がわいてくる。確かに、この点はそのとおりである。ただ、オランダとドイツの違いは、まず、オランダは派遣国としてドイツ補足協定の交渉に参加している。また、オランダはドイツに軍隊を派遣していた。出発点からして、オランダとドイツを同列に論ずることはできない。ドイツの場合には、まったく裁判権を有しないと、いう地点からほぼオランダ方式に近い仕組みを勝ち取っている。その意味で、ドイツが刑事裁判権という主権を確保しようとした執念は実ったと評価できる。

ドイツ補足協定と日本

ドイツ補足協定と日本との関係についても触れておきたい。日本の刑事裁判権密約が、ドイツ補足協定の交渉に、直接、影響したわけではない。とはいえ、アメリカ側も、ドイツが行政協定第一七条の改正問題を取り上げることが確実だと考えていた。同条は、規定上、NATO軍地位協定第七条にならったものであったから

だ。しかし、前述のように、日米間では刑事裁判権密約が交わされていた。アメリカ側は、この密約をドイツ側に知らせることができれば、ドイツ側から譲歩を引き出す材料として使えるのではないかと考えた。

ドイツがまだ主権を回復してない一九五五年一月、アメリカ側は、刑事裁判権密約をドイツ側に秘密裡に伝えることを検討している。ただ、日米間の密約をアメリカ側の意向だけでドイツ側に伝えることはできない。そこで、在京米大使館を通じて、この件で日本側の意向を聴取し、許可を求めることとなった。⁸⁶一月一日、外務省は、法務省の了解を得て、日米の裁判権取極をドイツ側に極秘裡に明らかにすることに異議がない旨、アメリカ側に伝えている。ただし、法務省は、その取極が洩れないうように十分に注意を払うことを要請した。在京米大使館から本省宛の電報には、「日本側は、日本の取極がドイツの先例になるとワシントンが考えていることに満足の意を表した」とある。⁸⁷このように、刑事裁判権密約は、「日本国内では厳重に秘匿されたものの、ドイツには知らされていたのである。

日米間の刑事裁判権密約の構造は、基本的にはオランダ

ダ方式と同じである。オランダ方式の場合、オランダが裁判権を行使するのは、「特に重要」な場合である。これに対し、刑事裁判権密約では、「実質的に重要」と判断する場合、日本側が裁判権を行使できる。ただ、日本の場合、その運用面では「実質的に重要」な場合を極力限定してきた。つまり、裁判権の行使を大幅に控えてきたのである。

このことは、ドイツ補足協定の締結交渉がおこなわれていた一九五七年六月、アメリカのアイゼンハワー大統領が、議会指導者たちへ、日本における刑事裁判権の運用実態を説明したことから明らかである。大統領は、日本側が優先的裁判権を有する一万四〇〇〇件の事例のうち、一万三六四二件で、日本は自発的に裁判権を放棄したと述べている。放棄率は九七%を超えている。一般に裁判権の放棄率は六〇%程度といわれるので、この数値は異常に高いと言わざるをえない。⁸⁸⁾

ドイツ補足協定の交渉過程で参考にされたもうひとつの例に、ジラード事件がある。ジラード事件の最大の争点は、ジラードの犯行が果たして公務の執行によるものであったかである。これをめぐる日米の協議は決着がつ

かないまま、アメリカ側が裁判権を放棄した。これにより、日本で裁判がおこなわれた。公務証明書の効力について、日本の場合、イギリス訪問軍法にならって、公務証明書に対する反証がゆるさされている。具体的には、「日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会において合意された事項」第四三項に、「この証明書は、反証のない限り、公務中に属するものである」という事実の十分な証拠資料となる。」と記されている。⁸⁹⁾

ジラードの裁判権をめぐって、日米間で協議された時期（一九五七年三月～五月）、ドイツ補足協定における公務証明書の問題はほとんど解決していた。したがって、ジラード事件がドイツ補足協定の交渉に、直接、影響を及ぼしたわけではない。とはいえ、日本における公務証明書の扱いをドイツ側は参考にしていった。ドイツ側にとって、公務証明書は最終的なものではないとする根拠になっていたのである。その意味で、日本における公務証明書の効力は、ドイツの先例になっていた。

最後に、ドイツ補足協定の交渉から日本が得られる教訓とは何かを明らかにしておきたい。日本とドイツは、同じ敗戦国として占領を経験している。両国とも、占領

国の専属的裁判権から脱すること、主権を回復することが外交上のおおきなテーマであった。これにより、国家の威信を回復し、他国との平等な地位を確保しようとしたのである。

日本の場合、もともとの行政協定第一七条で、NATO軍地位協定が発効した時点には、同協定並みに改正されることがうたわれていた。その意味で、日本は恵まれた地点から同条の改正交渉を開始できたといえる。しかし、アメリカ側は、特に重要な事件を除き、裁判権を放棄するよう日本側に迫った。日本側にとっては、表向き、行政協定第一七条がNATO軍地位協定並みになることが重要であった。この結果、裏ではアメリカ側の要請に応じ、刑事裁判権密約を締結したのである。

ドイツの場合、連邦制であるが故に、各州の持つ裁判権をないがしろにできなかった点はあるにしても、裁判権を最終的に行使できる方法を真剣に模索した。日本政府は国会での追及をおそれ、密約の方式に安易に手を染めたのである。ドイツは全面的な裁判権放棄方式を受け入れたにせよ、裁判権を取り戻せることを議会できちんと説明する途を選んだ。こうしたドイツの姿勢に日本も

学ぶべきだろう。

- (1) NATO軍地位協定およびドイツ補足協定の邦訳は、国立国会図書館調査立法考査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五―三）、一九七六年三月を参考にしている。ただし、条文の翻訳は、以下の英語の正文に基づいている。North Atlantic Treaty Status of Forces (TIAS 2846, June 19, 1951) in Department of State, *United States and Other International Agreements*, Volume 4 in Two Parts, Part 2, 1953, Washington DC: United States Printing Office, 1955; Supplementary Agreement to the NATO Status of Forces Agreement with respect to Forces stationed in the Federal Republic of Germany (TIAS 5351, August 3, 1959) in Department of State, *United States and Other International Agreements*, Volume 14 in Two Parts, Part 1, 1963, Washington DC: United States Printing Office, 1964.
- (2) ドイツ補足協定については、以下の文献を参照。松浦一夫「第二章 ドイツにおける外国軍隊の駐留に関する法制―一九九三年NATO軍地位協定・補足協定改定とその適用の国内法との関係を中心として―」本間浩・他『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出

版、二〇〇三年。本間浩「駐留受入国内において犯罪を行なつた米軍関係者に対する刑事裁判権および刑事手続に関する比較論的考察―日本国の場合とドイツおよび韓国の場合―」『比較法文化』（駿河台大学比較法研究所紀要）、第二十一号、二〇〇三年（二〇〇二年度）、一一三―一三三頁。本間浩「ドイツ駐留NATO軍地位補足協定に関する若干の考察―在日米軍地位協定をめぐる諸問題を考えるための手がかりとして―」『外国の立法』第二十一号、二〇〇四年八月、一一―一〇頁。Serge Lazareff, *Status of Military Forces under Current International Law*, Leyden: A. W. Sijthoff, 1971. Dieter Fleck, "The Development of the Law of Stationing Forces in Germany: Five Decades of Multilateral Cooperation" in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of the Law of Visiting Forces*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp. 349-364.

(e) 本会議の概要については Roland Moores, "Conference: Criminal Jurisdiction Under Supplemental Arrangements to NATO SOFA, Judge Advocate Division, Headquarters, USAREUR, Heidelberg, Germany, 15 July, 1957" (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3, p. 1, National Archives at College Park, MD を参照した。本

ドイツ駐留NATO軍地位補足協定と刑事裁判権（信夫）

稿で用いるアメリカの公文書は、すべてメリーランド州カレッジパークにあるアメリカ国立公文書館の所蔵なので、以下、その点の記載は省略する。

- (4) "Statement for Mr. Murphy to use in discussions with Senate Foreign Relations Committee on German Status of Forces Agreements, May 13, 1959," RG59[Entry A1 3070] Records Relating to Germany, 1950-1960, Box 2, National Archives at College Park, MD.
- (5) Fleck, "The Development of the Law of Stationing Forces in Germany," p. 352.
- (6) Moores, "Conference: Criminal Jurisdiction Under Supplemental Arrangements to NATO SOFA," p. 1.
- (7) 「ドイツ連邦共和国における占領制度の終了に関する議定書」は、(財)鹿島平和研究所『現代国際政治の基本文書』原書房、一九八七年、五二九―五五五頁を参照。
- (8) 同上、五四九頁。
- (9) The Department of State, *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts, Part 4, 1955, Washington DC: U.S. Government Printing Office, 1956, p. 4288.
- (10) この検討はまた、Moore, "Conference: Criminal Jurisdiction Under Supplemental Arrangements to NATO SOFA," pp. 3-9 を参照してほしい。Moore は、本会議にアメリカ側代表団の一員として参加した。右は、刑事裁

一八五（九二九）

判権条項がほぼまとまった時点で、軍事法務官主催の会議で講演したものである。

(11) 一九九三年のドイツ補足協定の改定については、本間「ドイツ駐留NATO軍地位補足協定に関する若干の考察」が詳しい。また、改正された同協定の翻訳は、本間浩(訳)、「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に關して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定」『外国の立法』第二二二号、二〇〇四年八月、二二一―六六頁を参照。

(12) “Netherlands, North Atlantic Treaty, Stationing of United States Armed Forces in Netherlands, Signed at the Hague, August 13, 1954, Entered into Force November 16, 1954,” Department of State, *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts, Part 1, 1955, Washington DC: United States Government Printing Office, 1956, p. 106.

(13) 詳しくは、信夫隆司『米軍基地権と日米密約―奄美・小笠原・沖縄返還を通って』岩波書店、二〇一九年、第一章「刑事裁判権密約」を参照。

(14) 同上、第三章「シラーズ事件」を参照。

(15) “Memorandum For: Mr. Reinstin From John B. Henderson, February 1, 1955” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-

1959, Box 3.

(16) “Criminal Jurisdiction: Statement made by the US Delegate at the Meeting of the Steering Committee on 23 November 1955, SC/WD/36, Status of Forces Conference, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 3.

(17) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3343, March 17, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.

(18) *Ibid.*

(19) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1480, November 5, 1955” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3; “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1556, November 11, 1955” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1.

(20) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1141, October 11, 1955”

- (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 21.
- (15) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1487, November 7, 1955” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 1.
- (25) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3343, March 17, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (28) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3558, March 29, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 19.
- (24) “Memorandum From GER – Jacques J. Reinstein to G – Mr. Murphy, Subject: Criminal Jurisdiction; German SOF Negotiations, March 22, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (25) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1556, November 11, 1955” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 1.
- (28) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1707, November 24, 1955” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 1.
- (25) “Criminal Jurisdiction: Statement made by the German Delegate at the Meeting of the Steering Committee on 19 Dec. 1955, SC/WD/62, Status of Forces Conference, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 3.
- (28) Ibid.
- (28) Ibid.
- (28) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3431, March 23, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (15) “Criminal Jurisdiction – German Counter-Proposal

- (Ref.: SC/WD/37), SC/WD/103, March 22, 1956, Conference of Criminal Jurisdiction, Bonn," RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (82) "Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3262, March 14, 1956" (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1.
- (83) "Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3431, March 23, 1956" (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (84) "Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3483, March 26, 1956" (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1.
- (85) "Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3558, March 29, 1956" (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 19.
- (86) "Criminal Jurisdiction (Proposal put forward by the British Delegation), SC/WD/117, March 29, 1956, Conference of Criminal Jurisdiction, Bonn," RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (87) "Criminal Jurisdiction (SC/WD/117) and Official Duty (SC/WD/118) (Summary of Statements made at the Meeting of the Steering Committee on 28 March 1956 (SC/SR/23, II+III), SC/WD/119, April 5, 1956, Conference of Criminal Jurisdiction, Bonn," RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (88) Ibid.
- (89) Ibid.
- (90) "Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4103, May 5, 1956" (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1.
- (91) "Telegram From the Department of State to the Embassy in Germany, No. 2702, March 22, 1956" (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.

- (42) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4409, May 26, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 19.
- (43) Ibid.
- (44) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4630, June 8, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1; “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4793, June 18, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 2.
- (45) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 119, July 11, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1; “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 120, July 11, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 - 11/30/1980, Box 1.
- (46) 国立国会図書館調査立法参考局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』三十一—三十三頁。
- (47) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Germany, No. 137, July 16, 1956” (Confidential), RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (48) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1823, November 10, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (49) Ibid.
- (50) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1866, November 15, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (51) “Telegram from the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1929, November 20, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (52) “Criminal Jurisdiction: Proposal submitted by the

German Delegation on the basis of the principles set forth in Annex A to SC/SR/45, SC/WD/202, November 23, 1956, Conference of Criminal Jurisdiction, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.

(㉔) 国々国々図書館調査立法者査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』、ヤコーヤ八頁。

(㉕) “Criminal Jurisdiction – Explanations given by the German Delegation on the Unilateral Declaration of the Federal Government: re paragraph 3 of SC/WD/217, SC/WD/224, January 18, 1957,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.

(㉖) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 2006, November 26, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 20.

(㉗) 国々国々図書館調査立法者査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』、ヤコーヤ。

(㉘) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 2327, December 15, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating

to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.

(㉙) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 2005, November 26, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 20.

(㉚) “Letter From Roland F. Moores (Legal Officer) to Raymond E. Lisle (Deputy Director, Office of German Affairs), December 14, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.

(㉛) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 2443, December 21, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.

(㉜) “Memorandum (Draft) From Ger – Elbrick to G – Mr. Murphy, Subject: Criminal Jurisdiction; German SOF Negotiations, January 8, 1957” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.

- (23) Ibid.
- (23) “Criminal Jurisdiction Official Duty (Proposed put forward by the U.K. Delegation), SC/WD/118, March 29, 1956, Status of Forces Convention, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (24) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3559, March 29, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 19.
- (25) Department of State, *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts, Part 4, 1955, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1956, p. 4304.
- (26) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3559, March 29, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 19.
- (27) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4206, May 12, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (28) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4774, June 15, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 1.
- (29) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4865, June 22, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (30) “Criminal Jurisdiction: Official Duty (Proposal submitted by the German Delegation), SC/WD/173, June 21, 1956,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 11.
- (31) “Criminal Jurisdiction: Official Duty (US Proposal), SC/WD/178, June 28, 1956, Conference of Criminal Jurisdiction, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 11.
- (32) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 4, July 2, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate

- General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 1.
- (73) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 171, July 13, 1956” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 1.
- (74) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 538, August 3, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 19.
- (75) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1258, October 2, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (76) “Offences Punishable Under the Law of the Sending State, SOF Restricted SC/WD/163, June 5, 1956, Status of Forces Conference, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 11.
- (77) 国立国会図書館調査立法参考委員会『西ドイツの駐留米軍NATO軍の地位に関する諸協定』一五—一六頁。
- (78) “Criminal Jurisdiction – Official Duty: Proposal submitted by the German Delegation, SC/WD/203, November 23, 1956, Conference of Criminal Jurisdiction, Bonn,” RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (79) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 1989, November 26, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 20.
- (80) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 2723, January 17, 1957” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 2.
- (81) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3127, February 14, 1957” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Office of the Judge Advocate General, Subject Files, 1/11/52 – 11/30/1980, Box 2.
- (82) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 3254, February 25, 1957” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 20.

- (83) Moores, “Conference: Criminal Jurisdiction Under Supplemental Arrangements to NATO SOFA,” p. 8.
- (84) この点も参考になるのは、以下のメモランダムである。 “Memorandum From POL: John Hay to Minister Trimble, Subject: Notes for Discussion with Representative Miller, October 22, 1957” (Confidential), RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (85) “Telegram From the Embassy in Germany to the Department of State, No. 2327, December 15, 1956” (Confidential), RG59 [Entry A1 5212] Records Relating to the Negotiation of the Status of Forces Agreement with Germany, 1954-1959, Box 3.
- (86) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1415, January 14, 1955” (Confidential), RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (87) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1718, January 18, 1955” (Confidential), RG84 [Entry UD 2525D] Germany, Bonn Embassy, Political (Status of Forces) Subject Files, 1952-1959, Box 8.
- (88) この点については、信夫『米軍基地権と日米密約』六一―六二頁を参照。
- (89) 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』（秘）資料「一五八」、一九七二年三月、一四三頁。

